

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(国際会計基準)</p> <p>第二条 国際会計基準（規則第九十三条に規定する国際会計基準をいう。次条において同じ。）は、英国ロンドン市カナリー・ウォーフウエストフェリー・サーカス七に所在する国際財務報告基準財団が設置した国際会計基準審議会において作成が行われた企業会計の基準であつて、国際会計基準審議会の名において公表が行われたものとする。</p> <p>(指定国際会計基準)</p> <p>第三条 指定国際会計基準（規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。）は、国際会計基準であつて、平成三十年六月三十日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。</p> <p>(修正国際基準)</p> <p>第四条 修正国際基準（規則第九十四条に規定する修正国際基準をいう。）は、平成三十年六月三十日までに企業会計基準委員会の名に</p>	<p>(国際会計基準)</p> <p>第二条 国際会計基準（規則第九十三条に規定する国際会計基準をいう。次条において同じ。）は、英国ロンドン市キャノンストリート三十に所在する国際財務報告基準財団が設置した国際会計基準審議会において作成が行われた企業会計の基準であつて、国際会計基準審議会の名において公表が行われたものとする。</p> <p>(指定国際会計基準)</p> <p>第三条 指定国際会計基準（規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。）は、国際会計基準であつて、平成二十九年十二月三十一日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。</p> <p>(修正国際基準)</p> <p>第四条 修正国際基準（規則第九十四条に規定する修正国際基準をいう。）は、平成二十九年十二月三十一日までに企業会計基準委員会</p>

<p>において公表が行われた修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）であつて、次に掲げるものとする。</p> <p>「一・二 略」</p>	<p>の名において公表が行われた修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）であつて、次に掲げるものとする。</p> <p>「一・二 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	